



令和元年度
日本遺産認定
里沼
(SATO-NUMA)

企業版ふるさと納税のご案内

館林の地方創生に

力をお貸しく下さい！

館林市の魅力である日本遺産「里沼」や名勝「躑躅ヶ岡」を生かした産業振興と雇用創出、子育て支援の拡充や移住定住施策の推進など、「しごと」と「ひと」の好循環により、持続可能な「まち」の活性化を目指します。

企業の皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。



企業版ふるさと納税のポイント

企業版ふるさと納税とは

国の認定を受けた地方公共団体の事業へ寄附をすることで税額控除を行う、地方創生を応援する企業のために創設された制度です。

税負担の軽減効果が最大約9割に！

既存の損金算入措置（約3割）に加え、新たに寄附額の6割（合計約9割）を、本来納付すべき金額から控除することができます。
※令和2年度より

社会貢献によるイメージアップに！

市が取り組む公共性の高い事業に寄附をすることで社会貢献に寄与することができます。また、企業様をPRさせていただきます。

寄附対象事業

館林市まち・ひと・しごと創生推進計画（令和4年7月認定）

人口減少や少子高齢化が進むことで、地域コミュニティの機能低下や生活関連サービスの縮小といった住民生活への様々な影響が懸念されます。

本市では、日本遺産「里沼」や名勝「躑躅ヶ岡」等、ブランド力を最大限に生かした上で、産業振興等による新たな雇用を創出します。また、切れ目のない子育て支援策を拡充し、市外への転出を抑えるとともに、市外からの新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を作り出し、持続可能な「まち」の活性化を図っていきます。

- 事業期間：令和4～6年度
- 主な事業：①技術とブランド力をもった商店経営の支援、②農業生産基盤の整備、③移住・定住促進のための魅力発信及び受け入れ体制整備、④妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の充実、⑤国土強靱化計画の推進、⑥芸術・歴史文化を生かした地域づくり 等

お問い合わせ・寄附のお申し出

館林市 政策企画部 企画課
電話 0276-47-5102
メール kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp

館林市公式ホームページ

企業版ふるさと納税について

平成28年度税制改正において、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税制度)が創設されたことにより、地方公共団体が実施する地方創生のプロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、税制控除の優遇措置を受けることができる制度です。

館林市の取組にご賛同いただける企業の皆様からの寄附をお待ちしています。

税の優遇措置について

国の認定を受けた自治体の事業に寄附を行った企業は、寄附額の6割に相当する額の税額控除の特例措置がなされます。現行の自治体に対する企業の寄附に係る損金算入措置による軽減効果(約3割)と合わせて、寄附額の約9割に相当する額が軽減されます。

[税制措置イメージ]

損金算入による軽減効果 (約3割) ※ 国税+地方税	税額控除 (4割) 法人住民税 +法人税	(2割) 法人事業税	(約1割) 企業負担
← 寄 附 額 →			

※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その金額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

○留意事項

- (1) 館林市に本社が立地する企業からの寄附は対象外となります。
- (2) 10万円以上の寄附が対象となり、寄附総額は事業費の範囲内となります。
- (3) 寄附を行うことへの代償として経済的な利益を受けたり返礼品の贈呈は禁止されています。
- (4) 寄附の受領証を添付し、税務署等に地方創生応援税制がある旨を申告することで優遇措置を受けることができます。

ご支援いただいた企業様へのフォローについて

館林市の事業に寄附をいただいたことについて、広報紙や市ホームページ、公式ツイッターなどさまざまな媒体を通じ、市民や企業、そして全国にPRさせていただきます。

寄附のお申し出について

寄附のお申し出やお問い合わせは、下記までご連絡ください。

館林市 政策企画部 企画課 (電話：0276-47-5102)